

京都市社会福祉事業等による市営住宅の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第37条の規定による社会福祉事業等による市営住宅の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 社会福祉法人等は、条例第37条第1項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議に関する事務は、保健福祉局及び都市計画局において行う。この場合において、各局が担任すべき事務の内容は、保健福祉局長及び都市計画局住宅担当局長が協議して定める。

(申請)

第4条 社会福祉法人等は、市営住宅使用許可申請書【社会福祉法人等】（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等の定款又は寄付行為
- (2) 社会福祉法人等の役員名簿
- (3) 社会福祉法人等の連絡先
- (4) 入居者、世話人、介護職員及び社会福祉法人等の支援、緊急連絡体制が分かる書類
- (5) 実施する社会福祉事業等の概要が分かる書類
- (6) 社会福祉事業等の承認書、社会福祉法人等の認可を証する書類（許可後速やかに提出すること。ただし、継続許可申請での添付は不要とする。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、使用許可申請の審査に当たり必要であると市長が指示する書類

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請内容について、市営住宅の使用を許可することが適当と認めるときは、市営住宅使用許可書【社会福祉法人等】（第2号様式）により当該申請をした社会福祉法人等に通知する。

2 市長は、住宅の立地条件、環境等を考慮する必要があるときは、その必要の限度において、条例第37条第1項の条件を付することができる。

3 公営住宅法第45条第1項に規定する国土交通大臣の承認に必要な手続は、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成8年8月30日付け建設省住総発第135号）第6に定めるところにより、都市計画局において行う。

(使用許可期間)

第6条 市営住宅の使用許可期間は、使用開始予定日から当該予定日の属する年度の末日を越えない範囲内で定めるものとする。

(継続許可申請)

第7条 第5条第1項の通知を受けた社会福祉法人等（以下「許可法人等」という。）

は、前条の許可期間満了後も引き続き当該市営住宅を使用しようとする場合は、原則として当該期間が満了する1箇月前までに使用許可申請書に第4条第4号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の際に、第4条の規定による書類（同条第4号を除く）に記載の事項等に変更がある場合は、当該変更後の書類も併せて市長に提出するものとする。

（住宅の整備）

第8条 許可法人等は、使用を許可された市営住宅（以下「許可住宅」という。）を整備する必要があるときは、整備工事の実施方法等について、市長と協議しなければならない。

（使用料）

第9条 条例第37条第2項に規定する別に定める額の使用料については、第5条第1項の通知を受けた時点における近傍同種の住宅の家賃の範囲内の額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業を実施する場合における当該使用料については、第5条第1項の通知を受けた時点における入居住戸の第1分位の基本家賃に相当する額とする。

2 前項の使用料については、第6条による使用許可期間のほか、第7条による継続許可期間でも同額で固定とする。

（共益費等の負担）

第10条 条例第20条第1項に掲げる入居者が負担する費用は、許可法人等が負担する。

（申請事項の変更に係る届出等）

第11条 許可法人等は、使用許可申請書に記載した事項等に変更が生じたときは、市営住宅使用許可内容変更承認申請書【社会福祉法人等】（第3号様式）に変更内容を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微（使用許可申請書記載の使用方法（使用許可申請書に添付した入居者の変更を含む。）及び使用期間に係る変更を除く。）である場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する場合には、市営住宅使用許可内容変更届【社会福祉法人等】（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（入居届）

第12条 許可法人等は、使用許可申請書に添付の入居予定者又は市営住宅使用許可内容変更承認申請書【社会福祉法人等】に記載の入居予定者が許可住宅に入居したときは、速やかに、市営住宅入居届【社会福祉法人等】（第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、継続許可を受けた場合で入居者に変更のないときは、この限りでない。

（模様替え承認申請）

第13条 許可法人等は、許可住宅において模様替えをしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（報告）

第14条 市長は、許可住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、許可法人等に対し当該市営住宅の使用状況等の報告を求めることができる。

(事故の処理)

第15条 許可法人等は、許可住宅又は使用者に事故が生じたときは、速やかに市長に報告のうえ、当該事故の処理について協議しなければならない。ただし、軽微な事故の場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第37条第1項の規定による使用許可を取り消すほか、違反等を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

(1) 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるとき。

(使用の終了)

第17条 許可法人等は、市営住宅の使用を終了するときは、終了の1箇月前までに市営住宅使用終了届【社会福祉法人等】(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(原状回復)

第18条 許可法人等は、市営住宅の使用を終了し、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(その他)

第19条 社会福祉事業等による市営住宅の使用に関しこの要綱に定めのない事項については、保健福祉局長及び都市計画局住宅担当局長が協議して定める。

附 則 (令和2年12月2日)

この要綱は、決定の日から実施する。